

モバイルマイクの使用を推奨します

JJ1SXA 池

ご存知のとおり、本年(2004年)11月1日より、改正道路交通法が施行され、中でも一番の関心は、運転中の携帯電話等の使用に反則金と違反点数が課されることになったことでしょうか、特にアマチュア無線をモバイルから運用する我々にとっては最大の関心事です。

今回の改正に伴う、携帯電話等使用の罰条適用について、色々の情報が飛び交って混乱された方も多かったのでは無いかと思いますが、正しい知識で対応できるように、概略をホームページに掲載させてもらいましたが、見る事ができなかった局、良く見ていただけなかった局、読んだけど余り信用していただけない局があったりで、一寸がっかりの部分もあります、改めてその内容を若干追補して再掲します。

「携帯電話等の無線通話装置の走行中の使用の禁止」「走行中の画像表示装置の注視の禁止」については、既に、1999年11月に施行された道路交通法で定められていましたが、これについての罰則は、交通の危険を生じさせた場合(交通事故を惹起した時等)にのみ、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が適用されました、要は、交通事故を起こさなければ走行中に使用しても罰則はありませんでした。

然し、相変わらず運転中の携帯電話使用者が多く、それが原因の事故も多発しているので、事故を起こしてからでは遅い、未然の事故防止のためにと、今回の改正で運転中の携帯電話等使用に罰則(反則金と違反点数)がついたのです。

今回の改正で、運転中の携帯電話等の使用に関する部分は、この罰則が課されることになったということだけで、携帯電話等に含まれる無線のマイクについての解釈は従前のとおり、「送受信装置が一の筐体」というのに、ハンディトランシーバーは該当し、ハンドマイク(通称おにぎりマイク)は、対象外となり、違反ではありません。

警察庁の解釈として、「マイクと送受信機が分離しているものは対象外、送受信装置が一の筐体となっているもので、手に持って送受信をおこなうものが対象」という内容は、以前お知らせしたとおりで、変わっていません。

これは、交通の危険を生じさせた場合(交通事故を惹起した時等)以外は、道交法第71条に違反では有りませんということで、交通事故を起こせば、第119条の罰則が適用され、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。

また、道交法第70条で、「・・・ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し・・・」との規定もあり、片手運転のハンドマイク使用はこれにひっかりそうです、勿論交通事故を起こせば、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金です。

というわけで、交通事故を起こさなければ、ハンドマイク使用は違反ではありませんが、気をつけていても交通事故の危険性は誰にでもあります、モバイルマイクの使用で、より安全運転につとめましょう。

前述の内容を詳細に調べたい方は、次の条文を参照してください。

道路交通法第 70 条(安全運転の義務)

道路交通法第 71 条(運転者の遵守事項)

道路交通法施行規則 第 45 条(反則行為の種別及び反則金の額)

道路交通法施行令・別表第 1(違反行為に付する基礎点数)

運転中の携帯電話等の使用とは余り関係無いかも知れませんが、以下のことも参考に知っておいてください。

危険運転致死傷罪 酒酔い・薬物使用、過速度、妨害、赤色信号無視等の運転で、人身事故を起こすと、危険運転致死傷罪が適用され、人を負傷させた者は10年以下の懲役、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役となります。

平成 13 年 12 月 25 日施行・刑法第 208 条の 2(危険運転致死傷)

「反則金」と「罰金」 軽微な違反で課せられる「反則金」と悪質な違反に課せられる「罰金」は、一般的には同じように考えられ、同じように表現されているケースが多いと思いますが、意味は全く別です。

自動車を運転した者が違反行為を犯した場合、その行為が比較的軽微なもの(反則行為)については、青キップが発行され反則金納付書を受け取り受理した日から 8 日以内に所定の反則金額を最寄の金融機関へ納付を行えば、本来なら犯した交通違反に対し裁判による審判を受けなければならないところ、反則金を納めることで免除する制度(交通反則通告制度)です。

罰金は反則金とは違い、重度な違反に課せられる刑事処分で、罰金刑は反則金と違い前科扱いとなる重度な処分であって、罰金刑は禁固刑または懲役刑と同一線線上にあります。

反則金は納めた時点で違反行為に対する処理が終了しますが、罰金相当の違反を犯した場合は、必ず刑事裁判受けなければなりません、一度検察庁に出頭し、違反した事実に関して取り調べが行われ 刑事裁判を受けます。

刑事裁判といっても、違反した事実を認めた場合であって検察官が「略式裁判」による処理が妥当と判断された場合は直接公判に出ることなく書面上だけで簡易的に裁判を受ける制度を受けることが可能です。

もちろん違反した事実に対する不服があり、略式裁判に応じない場合は通常裁判を受けることとなります、更に違反した内容が相当な悪質であると検察が判断した場合は略式裁判を受けることができず強制的に公判請求される場合もあります、また、反則金を期日までに納めないと、略式裁判になります。